

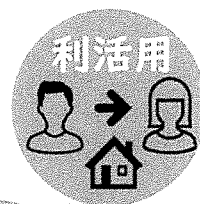
無料

大田区

空家

総合相談会

建築・法律・不動産・福祉の各専門家が空家のお悩みごとに総合的にお答えします。



日程（毎月第2木曜日 ※8月を除く）			
令和4年 (2022年)	4月14日	令和4年 (2022年)	10月13日
	5月12日		11月10日
	6月 9日		12月 8日
	7月14日	令和5年 (2023年)	1月12日
	8月10日(水)		2月 9日
	9月 8日		3月 9日

※11月頃には日曜相談会も開催予定です。

時間 午後2時～4時10分(1組30分)

場所 大田区役所本庁舎内会議室など

空家総合相談窓口

まずはご相談ください!

03-5744-1348 **03-5744-1558**

受付時間 8:30～17:00(土日・祝日を除く)

大田区蒲田5-13-14 大田区役所7階 建築調整課住宅担当内

空家に関する相談窓口のご案内

大田区は、区内の空家等を所有・管理する皆さまが抱える様々な問題について、専門的なアドバイスが受けられるように次の団体と協定を締結し、ご相談に応じています。なお、無料で受けられる相談内容は、団体により異なりますので、お問合せの際にご確認ください。

建 築	空家のリフォーム・解体等、建築全般 に関する事		空家の利活用、既存住宅の建物調査 に関する事	
	(一社)東京都建築士事務所協会 大田支部 ☎ 03-3761-9766		東京建築士会 大田支部空き家対策部会 ☎ 03-3768-8141	
	月～金曜日 10時～17時 (土日・祝日・年末年始を除く)		月～金曜日 10時～17時 (土日・祝日・年末年始を除く)	
法 律	空家の相続、紛争の解決に関する事		空家の相続・登記、成年後見・財産管理 に関する事	
	関智文法律事務所 ☎ 03-3372-8095		東京司法書士会 大田支部 ☎ 03-6423-1022	
	月～金曜日 9時30分～17時 (土日・祝日・年末年始を除く)		月～金曜日 10時～15時 (土日・祝日・年末年始を除く)	
不 動 産	空家の敷地境界に に関する事		空家の売買や賃貸に関する事	
	東京土地家屋調査士会 大田支部 ☎ 03-3757-2891	(公社)東京都宅地建物取引業協会 大田区支部 ☎ 03-3732-3871	(公社)全日本不動産協会 東京都本部城南支部 ☎ 03-5480-6421	
	月・水・金曜日 9時30分～15時30分 (土日・祝日・年末年始を除く)	月～金曜日 9時～17時 (土日・祝日・年末年始を除く)	月・火・木・金曜日 10時～17時 (土日・祝日・年末年始を除く)	
福 祉	福祉サービス・制度に関する事		成年後見制度や老いじたくに関する事	
	(福)大田区社会福祉協議会 ☎ 03-3736-2021		おおた成年後見センター (大田区社会福祉協議会内) ☎ 03-3736-2022	
	月～金曜日 8時30分～17時15分 (土日・祝日・年末年始を除く)		月～金曜日 9時～17時 (土日・祝日・年末年始を除く)	
そ の 他 (維 持 管 理)	空家の樹木(草木)の管理に関する事		空家の維持管理に関する事	
	大田造園協会(藤東造園建設(株)) ☎ 03-3766-2321		NPO法人 空家・空地管理センター ☎ 0120-336-366	
	月～金曜日 9時～16時30分 (土日・祝日・年末年始を除く)		9時～17時 (年中無休(GW・年末年始を除く))	
※大田造園協会、NPO法人空家・空地管理センターは空家総合相談会には参加しません。				



あなたの家は大丈夫？

今から考える住まいのこれから

実家や持ち家の今後について考えたことはありますか。管理ができない空き家にしないために、元気なうちからいろいろ考えておくと、選択肢の幅が広がります。「困った!」「しまった!」が起こる前に、早めの対策を始めませんか。地域のために、住民のために、あなたの空き家問題を一緒に考えます。

こんなお悩み、
ありませんか？



Q. 空き家の草や木が
伸びてきて困っている

A. 樹木の伐採や維持管理に関する協定団体をご紹介します。そのほか近隣の空き家のことでお悩みの方は、空家総合相談窓口へご相談ください。現場を確認します。

なお、所有者の方は、放置すると近隣へ迷惑がかかり、トラブルの原因になるため、管理を行いましょう。



Q. 親から相続した家を
そのままにしているけど、
どうしたらいいの

A. 人が住まなくなると家が傷んで資産価値が下がるとともに、管理コストも増大します。専門家のアドバイスがほしい場合は空家総合相談会をご案内します。

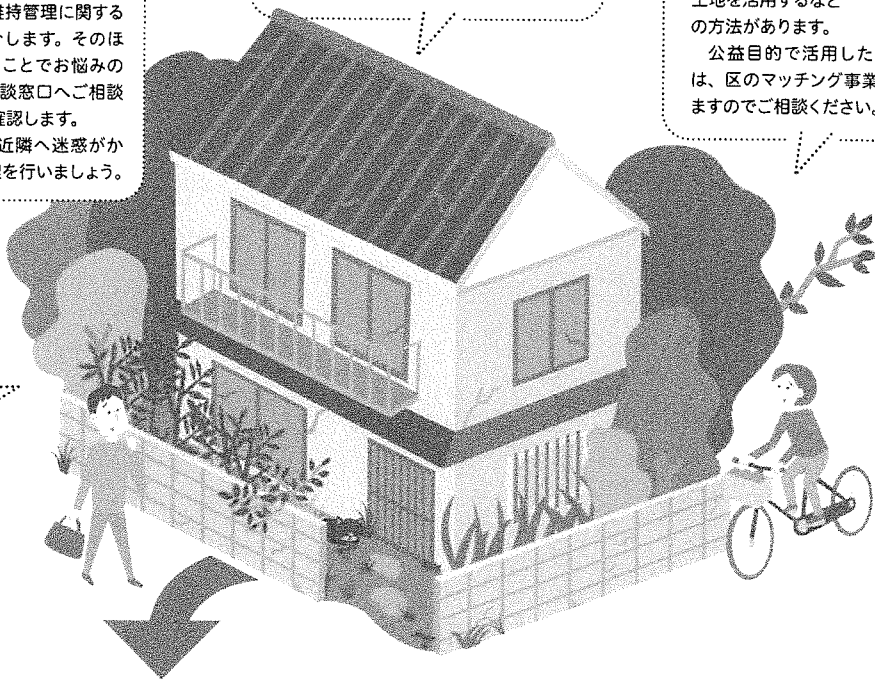
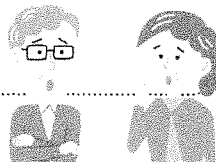
Q. 使わなくなった
持ち家を活用したい

A. リフォームして賃貸したり、家を解体したりして土地を活用する方法があります。

公益目的で活用したい場合は、区のマッチング事業がありますのでご相談ください。

Q. 高齢になって
持ち家の将来が心配

A. 相続や活用方法について家族としっかり話し合っておきましょう。遺言などの方法もあります。判断能力の状態によっては、成年後見制度が必要になる場合もあります。



お悩み解決! 空家総合相談窓口 ☎5744-1348 FAX5744-1558

空き家に関するさまざまな相談をお受けしています。

区役所本庁舎7階 建築調整課住宅担当内 ※土・日曜、休日を除く

空家総合相談会

毎月1回開催

建築・法律・不動産・福祉の専門家が空き家のお悩みごとに総合的に応えます。

▶日時 第2木曜(8月は第2水曜)、
午後2時～4時10分 ※1組30分

▶会場

区役所本庁舎ほか

▶申込方法

空家総合相談窓口(☎5744-1348)へ電話

住まいの将来を一緒に考えませんか？私たちがお手伝いします

東京司法書士会大田支部長 鈴木淑宏相談員

空き家になるきっかけの1つに「相続」があります。将来空き家にならないために、今ある家をどのように次世代に引き継ぐか決めておくことが大切です。ご自身やご家族の相続問題、相続後の自宅の空き家対策などのご相談にお応えします。

空き家は放っておくと、その分だけ負担がかかりますので、早いうちから準備しましょう。空家総合相談会では多様な職種の専門家がいますので、お気軽にご参加ください。



問合先 建築調整課空家対策担当 ☎5744-1301 FAX 5744-1558

空家を貸してみませんか？

リフォームしないで空家、空室を貸したい所有者を募集しています。

大田区では、区内の空家を公益目的で活用する取組みを進めています。空家・空室の所有者と利用希望者の架け橋となり、マッチングをサポートしています。

【所有者のメリット】

- ① リフォームが必要ない(躯体部分は除く)ので初期費用が抑えられる
- ② 人の出入りにより家の傷みが少なくなり、維持管理が楽になる
- ③ 家賃収入が得られる
- ④ 空家でなくなることでご近所も安心
- ⑤ 借主は区に登録された事業者限定

【よくある質問 Q&A】

Q1 家賃は、どのように決まるのですか？

A1 所有者が希望家賃の設定をします。詳しくは、窓口にご相談ください。

Q2 不動産屋さんに出すのと何が違うのですか？

A2 一般的に不動産屋さんをお願いする場合は所有者がリフォームを行いますが、当事業の場合は躯体部分を除き改修等は利用者側が負担するケースが多いです。又、短期間だけ貸したい等のご相談も可能です。家賃、使用条件等については、双方のご希望を伺い調整し、きめ細かい対応をいたします。

【活用事例】

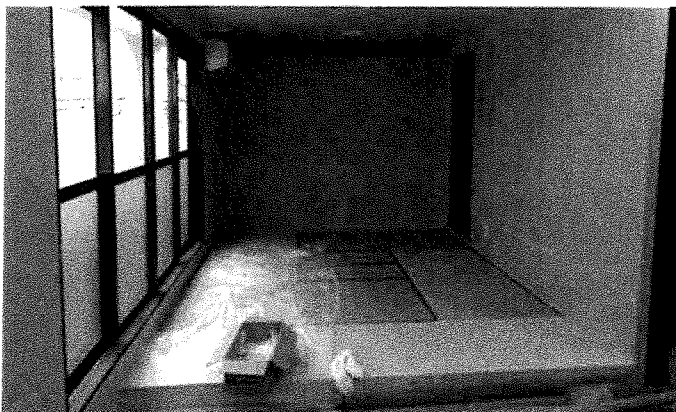
文化交流の場併設型のゲストハウス

エリア：東糀谷

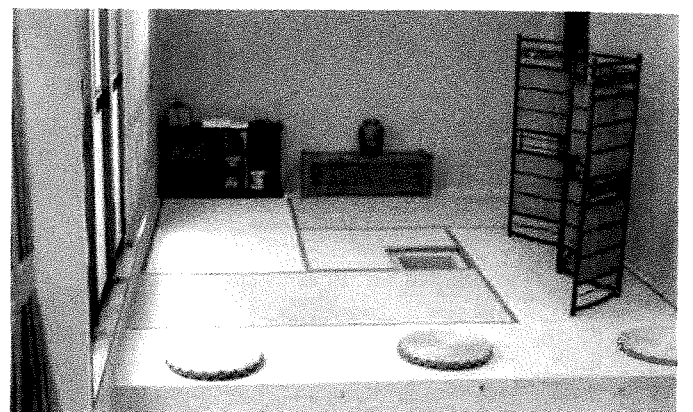
最寄駅：京浜急行線 大鳥居駅

建物：鉄骨3階建(一部貸し) 2,3階部分 2階105.20㎡ 3階66.06㎡

建築年月：1983年8月築



改修中



改修後

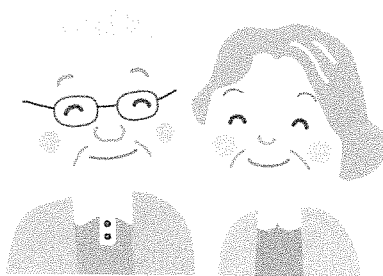
☆ 空家を活用したい方が 物件を探しています!!



まずは、ご相談ください!!

所有者・管理者

親が施設入所して、空家になっちゃった・・・

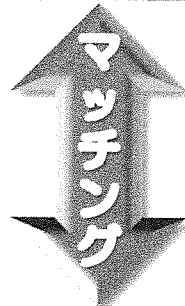


相続した実家が空いたままになっている・・・

住み替えを考えているが、今の家が心配・・・

空家を貸したいけど、リフォーム代がない・・・

ご要望・条件の合いそうな両者をお引き合わせして、マッチング成立までサポートします。



空家総合相談窓口

コミュニティスペースをつくりたい

利用希望者

高齢者・障がい者のグループホームを運営したい

放課後の子どもの居場所づくりをしたい



日本文化や芸術に親しむ場所をつくりたい

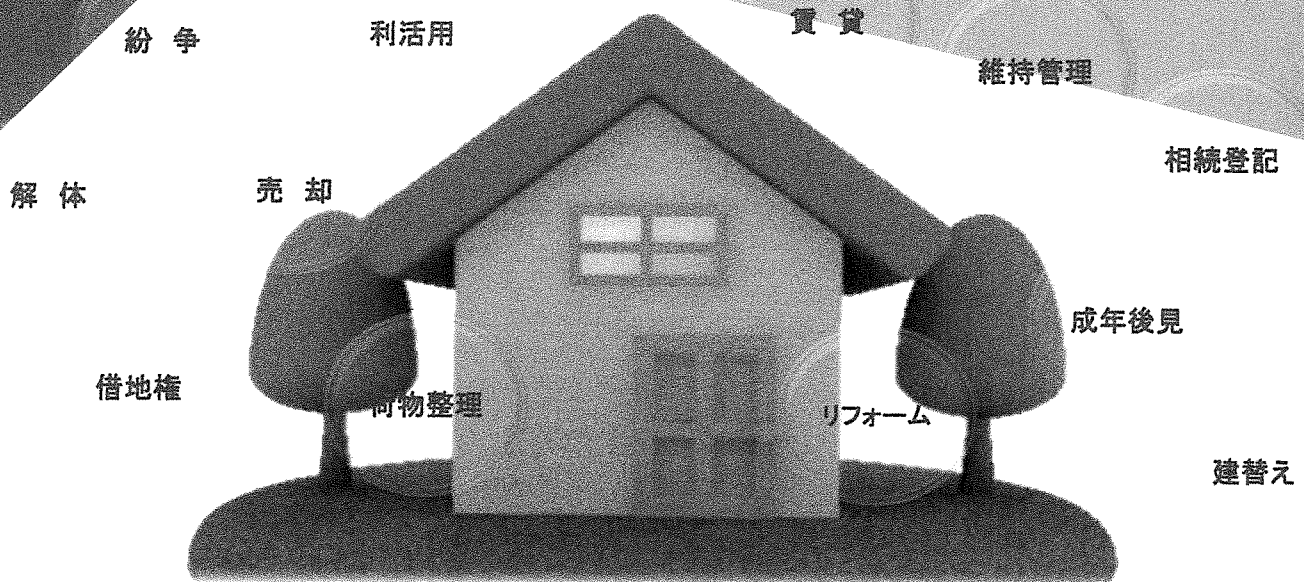
空家総合相談窓口

TEL03-5744-1348 FAX03-5744-1558

受付時間8:30~17:00(土日・祝日・年末年始を除く)

大田区蒲田5-13-14 大田区役所7階 建築調整課住宅担当

空家のこと何でも ご相談ください!!



空家に関する様々な相談にワンストップ
で対応できる窓口を開設しています。

空家総合相談会(専門家による相談会)

建築、法律、不動産、福祉の各専門家が
直接ご相談に応じる相談会を実施しています。

予約方法

窓口または、電話で事前に予約してください。

日時

毎月第2木曜日 午後2時～4時10分

場所

大田区役所本庁舎等の個室相談室



空家総合相談窓口

TEL03-5744-1348 FAX03-5744-1558

受付時間8:30～17:00(土日・祝日・年末年始を除く)

大田区蒲田5-13-14 大田区役所7階 建築調整課住宅担当内

まずは、ご相談ください!!